

A 1 : 「行政文書の写し等の作成等」の金額の内訳明細は？

「行政文書の写し等の作成等」の金額の内訳明細は、次のとおりです。

種別	写し等の作成方法	規格	単価
文書、図画及び 写真	電子複写機による単色刷り	A3判まで1面	10円
		A1判又はA2判1面	90円
	プリンタによる出力単色刷り	A3判まで1面	10円
	マイクロフィルムリーダー プリンタによる出力単色刷り	A3判まで1面	10円
	電子複写機による多色刷り	A3判まで1面	30円
電磁的記録	録音カセットテープに複写し たもの	90分	330円
		120分	340円
	ビデオカセットテープに複写 したもの	120分	450円
	フレキシブルディスクカート リッジに写したもの	3.5インチ 2HD	60円
	光ディスクに写したもの	CD—R 650メガバイト	170円
CD—RW 650メガバイト		710円	
その他	実費を参考に定める額		

A 2 : 「文書、図画又は写真の写し」の作成に要する費用に相当する額の具体的な金額は？及びその金額の内訳明細は？

「文書、図画又は写真の写し」の作成に要する費用に相当する額の具体的な金額については、A 1の表の単価に記載してあるとおりです。

なお、それぞれの金額の内訳は、機器賃借料、用紙代、人件費などから金額を算出し、市場価格を参考に単価を決めております。

A 3 : 「電磁的記録の写し」の作成に要する費用に相当する額の具体的な金額は？
及びその金額の内訳明細は？

「電磁的記録の写し」の作成に要する費用に相当する額の具体的な金額については、
A 1 の表の単価に記載してあるとおりです。

なお、それぞれの金額の内訳は、購入当時の購入価格等を参考に決めております。

A 4 : 電磁的記録による作成等及び電子化ファイル提供に関して；「書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。」・・・と記載されています。ここで「書面等の作成等」とは「紙写し作成」も含まれし「電磁的記録の作成等」即ちスキャナー等で「電子ファイルを作成」することも含まれる訳ですから「紙情報」を”ハード・コピー（紙コピー）”としてではなく”ソフトコピー(電子化ファイル)”として市民に「提供」する事（eMail 添付又は Web を通して）によって「行政事務の効率化」が図る事が出来る訳です。”ソフトコピー(電子化ファイル)”による公開情報提供策の採用について 貴市としてのお考えをお聞かせください。

本市における行政情報の公開は、情報公開条例第 14 条の規定により「文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。」と規定されております。

情報公開条例施行規則第 7 条では、電磁的記録の公開の方法として①当該録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複製したものの交付（全部を公開できるものに限る。）、②当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ若しくは光ディスクに写したものの交付（全部を公開できるものに限る。）、③当該電磁的記録を専用機器により用紙に出力したものの閲覧又は当該出力したものの写しの交付が規定されており、その他の方法は規定しておりません。

したがって、文書、図画又は写真をスキャナで読み取ってできた電磁的記録の公開や電磁的記録を電子メール等で送付するなどの公開方法は実施しておりません。